

# 養育特例について

～3歳未満の子を養育している皆さまへ～

3歳未満の子を養育している間に、組合員の標準報酬月額が、**子を養育することとなった日(※)の属する月の前月の標準報酬月額を下回った場合**に、本組合へ申し出ることにより、養育期間前の高い標準報酬月額で年金額が計算されます。

(※)養育することとなった日は、出生、養子縁組、同居開始日となります。

## ◆対象者

3歳未満の子と同居し、養育している組合員

(子を扶養に入れていない方および育児休業等を取得していない方も該当となります。)

## ◆養育特例を受けることができる期間

3歳に満たない子を養育することとなった日(※)の属する月から次の①～⑥いずれかに該当するに至った日の翌日の属する月の前月までの期間となります。

- ① 養育している子が3歳に達したとき
- ② 組合員が死亡したときまたは退職したとき
- ③ 他の3歳に満たない子(養育特例を受けることとなる子)を養育することとなったとき
- ④ 子が死亡したときまたは組合員が養育しないこととなったとき
- ⑤ 育児休業または産前産後休業による掛金の免除を受けることとなったとき
- ⑥ 被保険者が70歳に到達したとき

(※)3歳に満たない子を養育することとなった日には、次に該当した日も含まれます。

- 3歳未満の子を養育する組合員が資格を取得したとき
- 育児休業等を終了した日の翌月が属する月の初日が到来したとき
- 産前産後休業等を終了した日の翌月が属する月の初日が到来したとき



**養育特例には、開始日から2年間の時効があります**

## ◆申し出方法

「養育期間標準報酬月額申出書」(以下「申出書」)に次の書類を添付して、所属所の共済事務担当課経由で本組合に提出してください。(本組合ホームページよりダウンロード可能です)

### 【添付書類】

- 戸籍謄本または戸籍抄本(申出者と子の身分関係および子の生年月日を確認します)
- 世帯全員の住民票(申出者と子が同居していることを確認します)

## ◆終了の届けについて

養育している子が次に該当した場合には、「養育期間標準報酬月額終了届出書」(以下「終了届出書」)を所属所の共済事務担当課経由で本組合に提出してください。(本組合ホームページよりダウンロード可能です)

- 3歳到達の前に次の子にかかる産前産後休業および育児休業を取得した場合
- 養育しなくなった場合(子が死亡、離婚し養育しなくなった、同居しなくなったなど)

養育している子が3歳到達または組合員が退職の場合は、「終了届出書」の提出は不要です

## 養育特例 申請イメージ

### 例1 組合員が女性 産前産後休業および育児休業を取得した場合の申請

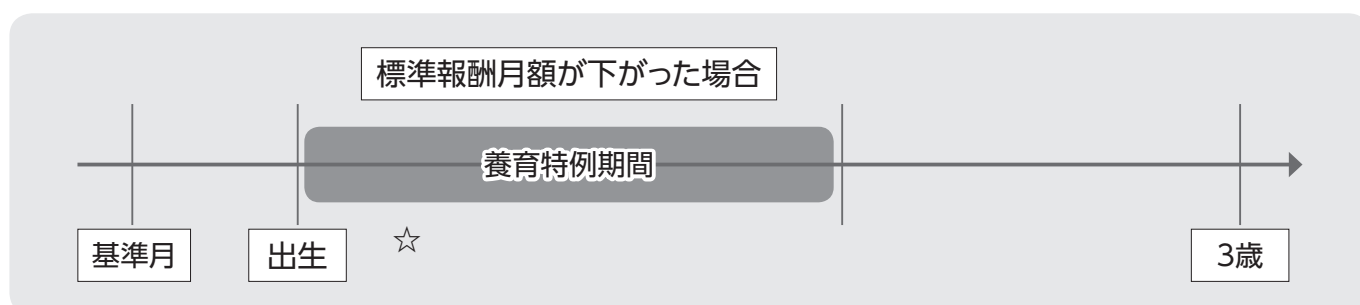
- 育児休業終了後に標準報酬月額が下がった際に、「申出書」を提出してください ⇒ ☆  
子が3歳到達した際は、「終了届出書」の提出は不要となります。



- 基準月…子を養育することとなった日の属する月の前月

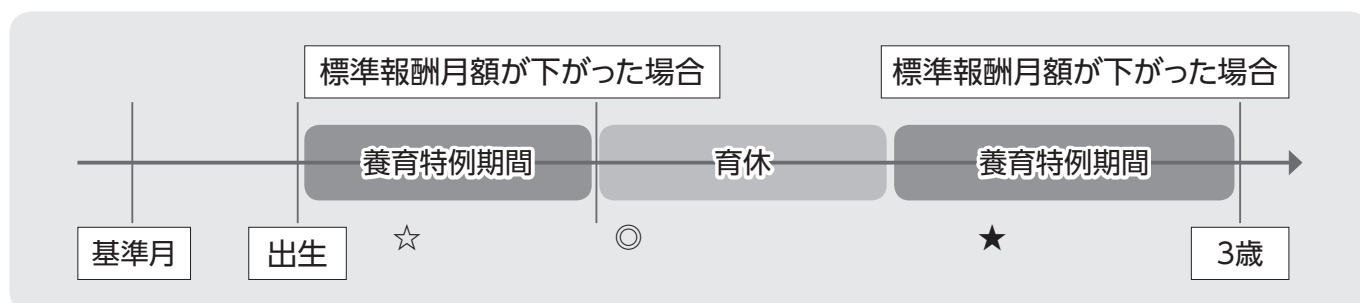
### 例2 組合員が男性 育児休業を取得しない場合の申請

- 出生に伴い、標準報酬月額が下がった際に、「申出書」を提出してください ⇒ ☆  
子が3歳到達した際は、「終了届出書」の提出は不要となります。



### 例3 組合員が男性 育児休業を取得した場合の申請

- 出生に伴い、標準報酬月額が下がった際、「申出書」を提出してください ⇒ ☆
- 育児休業を取得した場合は、養育特例期間終了となりますので「終了届出書」を提出してください ⇒ ◎
- 育児休業終了後に、標準報酬月額が下がった場合は養育特例期間に該当するため、「申出書」を提出してください ⇒ ★



上記のほかにも様々なケースがありますので、ご不明な点がございましたら年金課までお問い合わせください。

お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307